

2024 年 11 月 29 日
一般社団法人 全国消費者団体連絡会

個人情報保護法のいわゆる 3 年ごと見直しの検討の充実に向けた視点についての意見

1. 個人情報保護政策の基本理念の通り、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものです。個人の権利利益の保護と個人情報の本来の所有者である本人の意志に基づいた利活用を大前提とした、見直し検討が必要です

連日、故意か否かに問わず、個人情報持ち出しや漏えいが報じられています。個人情報を受け取った相手先が自らの個人情報を適切かつ大切に管理しているのか、確認する術を消費者は有していません。そして、一度漏えいした個人情報を取りもどすこと、消去することは不可能です。実際に本人の与り知らぬうちに意に添わない利活用や悪用された事例は検討会の中でいくつも紹介されました。

例えば「内定辞退率」事案では、本人を特定できない形に加工したはずの内定辞退結果が、本人の知らぬ間に個人を特定できるデータとして流通され、当該の学生の就職活動に多大なマイナス影響を及ぼしました。「内定辞退率」を購入した事業者に対しては返金が行われたとのことですが、個々の学生への謝罪や救済が行われたのかについて、見聞きしたことがありません。

個人情報制度は個人情報保護法第 1 条の目的に記載の通り、個人の権利利益保護を起点としたものとして整理し、正しく機能させる必要があります。

2. 個人情報の本人の関与・監督による適正な取り扱いのためには、利用目的や第三者提供に対する同意、本人の開示請求など、個人情報取扱事業者は本人にわかりやすく表示し、本人が理解した上で同意を得る必要があります。個人情報の取扱いは本人の管理の下に置くべきものであり、事業者は最低限の法律を守るべきです (1①関連)

利用目的や第三者提供が記載された規約は、理解できるようなわかりやすい表現で提示することが必要です。納得した上で同意にチェックができるようなデザインにする必要があります。また本人の開示請求、訂正や削除などに対して、事業者は速やかに対応すべきであり、特に法律に違反した場合や規約等に消費者の不利益が生じる内容が含まれる場合は早急に対処すべきです。

そのうえで、利用目的の公表を通じた社会におけるモニタリングを通じて規律するとの提案がありますが、個人が自身のデータを適正に使用しているのかを自ら日常的に監視できるようにすることは重要であると考える反面、実際の場面で果たしてそのことを確実に実行できるのかについては、非常に困難であると言わざるを得ません。

情報量や交渉力について、個人と事業者の格差は大きく、個人の立場は弱いもので、権利の回復と救済を自ら事業者に求めることは非常に困難です。そのために(特定)適格消

費者団体の差止請求や被害回復制度を活用できるようにすることが必要であると考えます。

3. 個人情報取扱事業者による個人データの利用の適正性を本人の関与により規律する仕組みの実効性確保のため、事業者は個人情報の利益やリスクについて丁寧な説明が必要です（1②関連）

事業者は個人情報を取得する際に、個人に対して利用目的のみならず、その利用によって得る利益や本人に及ぶリスクなどについてわかりやすく説明するべきです。

例えば、インターネット上でモノを買う、サービスを利用する際に個人情報の入力を求められますが、規定に同意にしないと利用できないことや、モノ・サービスの利用の程度と比較して必要以上に個人情報の提供を求められていると感じるケースが多々あります。同意をするか否かの判断は、事業者が提示する規約等に記載の利用目的、取得したい個人情報の内容、取り扱い方を確認し、個人情報を提供した上での本人利益や被る可能性のあるリスクが明確に記載されて、本人がその点を考慮したうえで、同意を決定することが本来の手続きです。しかし、規約等には、本人の利益やリスクについての記載はなく、事業者としての目的のみが記載されており、説明が不十分であると考えます。

事業者は個人が理解できるような説明を行うとともに、個人が実質的にリスクやデメリットの排除に関与できるような方法について検討していくべきと考えます。なお、事業者は提供を受けた個人情報をその後の営業等の目的に使用する場合は、希望者のみ営業活動の対象とするように、オプトインの仕組みを導入することも必要です。

4. 個人情報を提供する際には、事業者からの説明を受けて理解した上で判断することになりますが、子どもの個人情報の取扱いに関しては、子どもの権利を守るためにも配慮する必要があります（1③関連）

子どもの個人情報保護に関しては、GDPR の規定など諸外国の法令を参考に規律を設ける必要があります。中間整理にも提案がありましたが、具体的には、利用停止等請求権の拡張、安全管理措置義務の強化、責務規定の明記などを検討し、導入すべきであると考えます。

5. プロファイリングは、既に様々な利用（例えば個人を特定して広告宣伝への活用など）が行われていると言われていたますが、情報提供先にアクセスした本人には、事業者がプロファイリングしているのか否か、その目的は何か、プロファイリングされた結果の内容と取り扱われ方など、確認することが出来ません。本人が実質的に関与できる方法の検討が必要です（1⑥関連）

プロファイリングは、個人の嗜好、行動パターンなど、デジタル空間の中で入手した個人情報にあたらぬ情報を、AI などを活用して紐づけて人物像を特定し、広告宣伝等の事業に活用して

いるといわれています。本人の与り知らぬところで、人物像を作り上げられて様々な事項の標的とされることは、個人の尊厳を侵しているとも考えます。取得した情報をもとにプロファイリングを行うこと、プロファイリングした結果の利用目的、プロファイリングがもたらす本人利益、そして何より本人に及ぶリスクについてわかりやすい説明が行われるべきです。更に本人関与による規律の検討が必要です。

6. 個別の個人の権利利益への直接的な影響が想定されない個人データの利用に関して、個人が識別できないよう匿名加工すれば、本人の同意なく自由に利活用出来るとされています。特に、医療や防災など、公衆衛生や災害の被害抑止などの点で個人情報活用について、日常的にその趣旨や情報漏えい対策の現状などを発信して個々人に理解を求めることが必要です。

併せて、単体では個人を特定できないはずの情報を生成 AI などで復元し個人を特定できる情報として利活用にあつることがあり得ると考えます。そのような行為は禁忌として事業者は厳に慎むべきであり、匿名加工情報も含めて、適切な加工や安全管理措置を行う必要があります（2 関連）

医療や防災など、公益の観点から本人同意なしの個人情報活用をよしとする分野があります。本人同意なしでの活用が認められているとはいえ、行政機関は、公衆衛生や災害の被害抑止などの点で個人情報活用について、日常的にその趣旨や情報漏えい対策の現状などを発信して理解を求めることが必要です。

なお、提供者の意図に反して個人情報を復元して利活用する、あるいは第三者に提供するなどの行為は、悪質と言えます。課徴金制度などの導入でそういった行為を抑止することが必要です。

7. リスクのある情報については個人情報の定義にいれるべきです（5①②関連）

直接勧誘を受けるなどのリスクが問題となるで、リスクがある情報は個人情報の定義に入れる必要があります。

例えば、個人関連情報の「電話番号」「メールアドレス」「Cookie ID」などは、漏えいや意図的な抜き取りにより、電話やメール及びインターネット上での本人が望まないターゲティング広告など、悪質な勧誘などが多様に行われている実態があります。

悪質な勧誘などが個人の権利利益の侵害につながる事案も多いことから、個人情報の概念を拡大して取り扱いを厳しくして、被害抑止につなげていくべきです。

リスクの視点を四点提案されています。そもそもの部分として、個人にとっては自らのデータがどのように活用されているのかわからない点、加えてデータの活用が提供した本人にどのようなメリット・デメリットを及ぼすのか理解できない点が不安を拡大すると認識しています。そのような点を常に意識して、本人の同意の下、事業者は提供者に権利の侵害や不利益が生じないよう、適切に管理し、活用することが必須です。このような点から、提案されている(A)～(D)に関して

は、どれも望まないリスクであると考えます。

8. 「生体データ」については本人の同意や利用目的を特定する必要があると考えます (6②関連)

顔識別機能付きカメラシステムなどで容易に個人を特定することができるデジタル化された生体データについては、本人の認識の有無にかかわらず情報が取得され、これらの情報には要配慮個人情報が含まれる場合もあります。利用目的の特定することと共に、取得された情報が目的外に使用される可能性があることや、長期間にわたっての個人の追跡などにつながる可能性があることから、これらの生体データは取得された本人の希望による削除と利用停止、一定期間で自動消去できるなどの手段を講じて、取り扱いの制限を強化すべきであると考えます。

9. 事業者と消費者とのコミュニケーションにより、個人情報保護の仕組みが円滑に機能することを望みます

検討会での論議では、個人情報の漏えいなどが起きた場合の対処として、オートマチックに対応が進められるという認識に立っての指摘が事業者よりなされてきました。他の法律が規律する消費者が関わるトラブル解決については、関係者の対話によって解決が図られ、対話が得られなくなった段階で、訴訟や課徴金が行われています。

個人情報保護についても同様の観点に立ち、適正な個人情報取扱いのため、事業者は消費者とのお互いのコミュニケーションをベースにした、ルール作りを進める必要があります。

個人情報を取り扱う組織は、その責任の重さを組織風土として定着させ、漏えい防止のために当然行うべき安全管理措置を講じて個人情報を取り扱わなければなりません。個人情報の漏えいで生じる個人の被害は計り知れないものがありますが、事業者が漏えい発生後速やかに当該の個人に報告し社会にも公表し、被害発生抑止と被害回復措置に取り組み、更に発生事案に基づいての改善対応などに取り組んだ場合は、いくばくかでも当該の個人の安心の確保につながると考えます。

そして、意図的な悪意を持った漏えい事案や個人情報の不適正な利活用、更に再三の漏えい発生にも関わらず安全管理措置を整備しない、漏えいした個人への対応を放置するなどのケースには、課徴金制度を導入することで発生を抑止し事業者の取り組み改善につなげることが出来ると考えます。

10. 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会について、課徴金、差止請求制度や被害回復制度に関する検討を速やかに進める必要があります

検討会での論議は現状の問題点を共有し、解決に向けた対処方法を具体的かつ速やかに

論議する必要があります。この間の積み残し課題として、検討会での論議対象として絞り込んだ、課徴金制度、差止請求制度、被害回復制度の具体化を話し合っています。これらの制度は正当に個人情報を取り扱っていれば、何ら問題とするところではなく、個人情報を不当に取り扱っている組織、過ちを犯して何ら対応を取らない組織を対象としています。検討会の中でも事業者と消費者が具体的かつ丁寧な対話を行って速やかにまとめられるよう、協力をして進めるべきと考えます。

11. 個人情報保護に関わる情勢は、AI などの技術的進歩で時々刻々と変化していくことが考えられます。消費者の不安や懸念、事業者などの有する技術的専門性などをもとに、よりよい規律づくりのため、この間の進め方の整理に基づいて、ステークホルダー間の継続的対話を重ねて具体化を進めるべきです

以上